

豊田 法人会 だより

法人会
消費税期限内納付

推進運動

省資源・環境保護に努めましょう！

○この冊子は再生紙を使用しています。○ホッチキスは不燃物のため、製本に使用していません。

平成27年度
税制改正要望事項

2ページ～

七州城
隅櫓(すみやぐら)

七
州
城
眺める
諸国を
登録
豊田市
文化財
指定

七州支部のご紹介 12ページ～

税の知識を活かし、一歩先の経営を。

法人会と タッグを組もう。

公益社団法人
豊田法人会

<http://www.toyotahojinkai.or.jp>



法人会の 新しいポスターが できました。

今年の6月18日に撮影が行われた新しいポスターができました。

今回もイメージキャラクターは元プロテニスプレイヤーの杉山愛さんです。杉山愛さんは2010年度より「法人会の顔」となっています。



目次 CONTENTS

平成27年度税制改正要望事項	1	家庭でやっておくべき防災	14
平成27年度税制改正に関する提言手交	6	豊田警察署からのお知らせ	15
豊田法人会「社会貢献活動のご報告」	6	豊田税務署からのお知らせ	16
年末調整等説明会のご案内	7	(地方法人税が創設されました。)	
とよた産業フェスタ2014(法人会出展報告)	8	(はじめよう! e-Tax)	
女性部会(活動報告)	10	(電話相談センターの利用案内)	
青年部会(活動報告)	11	行事予定	20
支部紹介(七州支部)	12	新会員の紹介／登記事項等異動連絡票	21

総会の参考書類の
ホームページ掲載について

総会の参考書類である、計算書類及び事業報告並びに監査報告については理事会で承認を受けた後、ホームページに掲載することを平成26年度分以降予定してます。
総会議案書は、従来通り、総会当日会場にて提供いたします。
ご意見等ございましたら事務局までご連絡ください。(事務局)

第31回

法人会 全国大会

税制改正要望大会

栃木
大会

平成26年
10月16日(木)

栃木県総合文化センター

平成27年度 税制改正要望事項

平成27年度の法人会全国大会が、去る10月16日(木)全国から関係者が多数出席する中、栃木県で開催されました。

第1部では、TBSテレビ報道局 解説・専門記者室長 杉尾秀哉氏による記念講演が行われ、続いて第2部の式典では、全国法人会総連合(以下「全法連」)池田弘一会長の挨拶、及びご来賓様からご祝辞を頂戴しました。その後、「平成27年度税制改正に関する提言」の趣旨説明等がありました。提言事項の要約は次のとおりです。



《基本的な課題》

I. 社会保障と税の一体改革と今後のあり方

1 社会保障制度のあり方に対する 基本的考え方

○我が国の社会保障制度は「中福祉」「低負担」であり、高齢化社会の急進展により今後の社会保障給付は急速な増大が不可避とされることから、社会保障制度の改革は急を要する。

○改革に当たっては、いかに給付を「重点化・効率化」によって抑制するかが重要である。給付財源を公的負担に頼ることになれば、いくら増税しても間に合わない。

(1)年金については、「マクロ経済スライドの厳格な適用」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得者の年金給付の削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2)医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。また、給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、後発医薬品(ジェネリック)の使用促進を強化する。

(3)介護保険については、制度の持続性を高めるために、真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、給付のあり方を見直すべきである。

(4)生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5)少子化対策では、現金給付より保育所の整備など現物給付に重点を置いた方が効果的である。

(6)企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(2)事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から、当面(税率10%程度までは)は単一税率が望ましい。

また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えるので、導入の必要はない。

(3)税の滞納全体に占める消費税の割合は依然として高く、国民に消費税に対する不信感を与える一因ともなっている。本来、消費税は預り金的な性格を有する税であることから、消費税率のさらなる引き上げを考慮すると、その滞納防止に向けて、制度、執行面においてより実効性のある対策を講じる必要がある。

3 財政健全化に向けて

(1)財政健全化の達成は税の自然増収や増税のみに頼るのではなく、聖域なき歳出削減が不可欠である。その際には社会保障をはじめとした各歳出分野に削減目標を定め、その達成に必要な具体的方策と工程表を明示して着実に実行することを求める。

(2)消費税率のさらなる引き上げに当たっては経済への負荷を和らげる財政措置も必要にならうが、財政健全化の阻害要因とならないよう十分注意すべきである。

(3)国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

2 消費税引き上げに伴う対応措置

○消費税率の引き上げに当たっては、景気に十分な配慮が必要なほか、よりきめ細かな価格転嫁対策が求められる。

(1)消費税率のさらなる引き上げに対応するため、現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格

4 行政改革の徹底

○社会保障の安定財源確保と財政健全化のために、消費税が引き上げられることは重要であるが、その前提に「行革の徹底」があったことを改めて想起する必要がある。

○「まず隗より始めよ」の精神に基づき地方を含めた政府、議会が自ら身を削らなければならない。

- (1)国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制
- (2)国・地方公務員の人員削減、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制
- (3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減
- (4)民間にできることは民間に任せるなど、積極的な民間活力導入を行って成長につなげる。

5 共通番号制度について

- マイナンバーの運用に当たっては国民の利便性を高めるとともに、制度内容を国民に周知し、定着に向けて取り組んでいくことが必要である。
- 個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識をもつことも重要である。

II. 経済活性化と中小企業対策

1 法人税率の引き下げ

○復興特別法人税が1年前倒しで廃止され、法人実効税率は35.64%に引き下げられた。しかし、近年、国際競争力の強化や外国資本の誘致などを目的に大幅な引き下げが行われているアジア、欧州各国との税率格差は依然として大きい。こうした状況が続ければ、国内企業の海外移転が加速し、雇用への悪影響、さらには経済全体の衰退につながる恐れがある。これらの観点から、法人の税負担は地方税を含めて大幅に軽減すべきであり、政府が示した来年度からの法人実効税率引き下げを着実に実行すべきである。

○税率引き下げの代替財源については、財政健全化目標との関係なども踏まえれば恒久財源の確保を原則とすべきで、具体的財源は税制全般の改革の中で検討されることが望ましい。

- (1)法人実効税率20%台の実現
- (2)代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に十分配慮すべきである。

6 今後の税制改革のあり方

○今後の税制改革に当たっては、①国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性②経済の持続的成長と雇用の創出③少子高齢化や人口減少社会の急進展④グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

2 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1)中小企業の軽減税率の15%本則化と適用所得金額の引き上げ中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化するよう求める。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長すること。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げるよう求める。
- (2)中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下の通り制度を拡充するとともに本則化することを求める。
 - ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
 - ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

《基本的な課題》

3 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が承継できなくなることは、日本経済に大きな損失を与えるものである。

○平成25年度税制改正において、納税猶予制度の要件緩和や手続きの簡素化が図られるなど大幅な見直しが行われた。しかし、中小企業が円滑な事業承継を行うにはまだ不十分である。

- (1) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
 - ① 株式総数上限(3分の2)の撤廃と相続税の納税猶予割合(80%)を100%に引き上げ
 - ② 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除するよう見直す
 - ③ 対象会社規模を拡大する
- (2) 親族外への事業承継に対する措置の充実
- (3) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

III. 国と地方のあり方

○地方分権は権限と責任が国から移行することを意味する。従って地方は国依存から脱却し自立・自助の体質を構築することが不可欠となる。

○地方行政に必要な安定的な財源の確保や行政改革についても、自立に向けて自らの責任で政策を企画・立案し実行していくことが求められる。

- (1) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべき。それに伴い、基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進するとともに、議員定数削減や行政のスリム化などの合併メリットを追求する必要がある。
- (2) 地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を導入すべきである。
- (3) 地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数(全国平均ベース)が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。とくに、国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (4) 地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべき。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなどして見直すべきである。

IV. 震災復興

○被災地の復興の遅れが依然として改善されていない。復興事業に当たっては、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

IV. その他

1. 納税環境の整備
2. 租税教育の充実

《科目別の具体的課題》

法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充

所得税関係

1. 所得税のあり方
 - (1) 基幹税としての財源調達機能の回復
 - (2) 各種控除制度の見直し
 - (3) 個人住民税の均等割は、応益負担原則の観点から適正水準とすべき
2. 少子化対策

相続税・贈与税関係

1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない
2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直す
 - (1) 贈与税の基礎控除の引き上げ
 - (2) 相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)の引き上げ

地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し
 - (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す
 - (2) 居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す
 - (3) 償却資産については、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大すべき。また、将来的には廃止も検討すべき。
 - (4) 土地の評価については行政の効率化の観点から一元化すべき
2. 事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止する
3. 住民税の超過課税は法人に対して安易に課すべきではない
4. 法定外目的税は税収確保のために法人に対して安易に課すべきではない

その他

1. 配当に対する二重課税の見直し
2. 電子申告の推進について

平成27年度

提言手交

平成27年度税制改正に関する
提言を当会落合宏行税制委員
長が次の方々に手交しました。

衆議院議員

古本伸一郎 氏

衆議院議員

八木哲也 氏

豊田市長

太田 稔彦 氏

みよし市長

小野田 賢治 氏

豊田市議会議長

都築 繁雄 氏

みよし市議会議長

近藤 鍬男 氏

豊田法人会

社会貢献活動のご紹介

主催／豊田市教育研究会・豊田市教育委員会

とよた小中学生創意工夫展

応援しています。

豊田法人会では「ものづくりのまち」の未来
を担う小中学生のため、『発明・工夫への関心
と創作意欲を喚起し、鋭い観察力と豊かな創
造力を養い、科学技術の振興を図る』ことを目的
として行われている「とよた小中学生創意
工夫展」を応援しています。

今年の9月14日(日)に行われた表彰式では、
総務委員会担当の宝田副会長がプレゼン
ターとして出席し、「豊田法人会 会長賞」の授
与を行いました。



(豊田法人会 会長賞 授与の様子)

平成26年分の

年末調整等説明会

豊田税務署から
ご案内

本年も年末調整の時期が近づいてまいりました。つきましては、年末調整等の具体的な事務手続きなどについて、下記の日程で説明会を開催しますのでご案内申し上げます。

なお、ご出席の際には、11月上旬に郵送でお届けする「年末調整のしかた」、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き」をご持参願います。

日程表

開催月日	開催時間	開催場所	対象者
11月18日(火)	13:30~15:30	みよし市役所 3階研修室 みよし市三好町小坂50	みよし市の方
11月19日(水)	10:00~12:00	豊田市民文化会館 (小ホール) 豊田市小坂町12-100	豊田市の方で住所地 町名の頭文字が 「あ」から「た」の方
	14:00~16:00		豊田市の方で住所地 町名の頭文字が 「ち」から「わ」の方

- ご都合の悪い場合は、他の税務署が開催する会場にもご出席いただけます。
- 他の税務署が開催する日程等については、国税庁ホームページ名古屋国税局コーナー【www.nta.go.jp/nagoya/index.htm】でご確認いただくことができます。

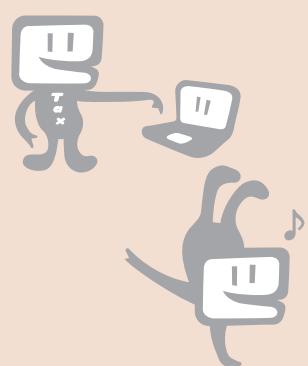
年末調整は…

きっちり確認!

しっかり控除!

にっこり家族!

年末調整では、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、保険料控除などの控除が受けられますので、扶養控除等申告書などを提出して、これらの控除を正しく受けてください。



ご不明な点は豊田税務署 源泉所得税担当までお問い合わせください

TEL 0565-35-7779 (直通)

とよた産業フェスタ2014

出展
報告

今年も9月27日・28日の2日間にわたり開催された「とよた産業フェスタ」に社会貢献活動の一環として、「呈茶募金」(女性部会)「租税教室」(青年部会)を出展いたしました。

今回も多くの方にご来場いただき、盛況に終えることができました。
その様子を写真でご紹介いたします。



税金クイズのヒントを探している皆さん



一般、会員より公募した「税金川柳」の一部



クイズ終了後の景品くじ引きをする子供さん

平成26年9月27日(土)28日(日)



女性部会員が呈茶をふるまう様子



抹茶を点て、和菓子を準備する女性部会員

女性部会

活動
報告



花水木
女性部会の花

シンボルマーク

このマークは、女性部会の
8ブロックの強い絆を
表現しています。

Women's Idea and Activities
女性 理念 活動

(公社)豊田法人会女性部会

活動報告／平成26年7月～10月

サマー講座

平成26年8月18日

今年も豊田税務署長をお迎えして、「税」の講話が多数の出席者のもと、盛会に開催されました。

●講話「贈与税って、こんな時にもかかるの？」

豊田税務署長 山田鉱治様

●音楽鑑賞 複音ハーモニカ奏者 渡部千里様



社会貢献活動

平成26年9月27日
28日

お抹茶をふるまい、募金活動を行いました。

募金は昨年同様に、社会福祉協議会へ車椅子を寄付いたします。

出展とよた産業フェスタ2014

日時／9月27日(土)・28日(日)

会場／豊田スタジアム



青年部会

活動
報告

青年部会は「税法、経理、経営」の相互研究や会員相互の啓発・親睦を目的としています。次代を担う若手経営者、中堅幹部社員のみなさん。我々と共に新しい未来に向けて研鑽しましょう。

新入会員
募集中!

《年会費》3,000円
《会員資格》
豊田法人会員である法人に属した50歳以下の人

●詳しくは法人会事務局まで!

活動報告／平成26年7月～10月

青年部会
主催

講演会
開催

- ▶「ホンマでっか!?TV」に出演
- ▶ベストセラー「イチロー思考」の筆者

講 師 児玉光雄 氏

日時／8月26日(火) 15:20～17:00
会場／豊田商工会議所 2F (201・202)



去る8月26日、「ホンマでっか!?TV」でおなじみの児玉光雄氏を講師にお迎えし、講演会を開催いたしました。



青年部会
主催
租税教室
開催

出展

社会貢献活動

とよた産業フェスタ2014
日時／9月27日(土)・28日(日)
会場／豊田スタジアム



今年で3回目となる租税教室を「とよた産業フェスタ」で開催しました。今回も2日間で多くの来場があり(約1700人)、盛況に終ることができました。

たくさんの子ども達にクイズや福引きで楽しみながら、税に興味を持つもらえたと思います。

土、日曜日にもかかわらず、多くの青年部会員の皆さんにご協力をいただきました。

ありがとうございました。

※写真は27日(土)午後のメンバー ▶



七州支部紹介



支部長
福岡和則
大日通信(株)

支部の紹介

豊田法人会七州支部は446名の会員で構成されています。

支部の活動としましては、年3回の支部委員会、年1回の視察研修会、年度末には支部大会と講演会を開催し、会員相互のコミュニケーションを図るとともに会員各位の企業経営の一助となるよう取組んでおります。

昨年度は、三重県の鈴鹿オートリサイクルセンターを視察し、廃棄自動車の解体技術の高度化状況や部材・部品の再利用、再資源化など資源の徹底活用と環境保全への取組みの重要性を学びました。

また、会員の皆さんの経営の参考にしていただければと『日本経済の現状と見通しについて』という演題で講演会を開催し、皆さんから好評をいただいております。

一方、豊田市内の障害者のための福祉事業に協賛し、支援を通して地域への貢献もしております。

今後も、これまでの地域とのつながりを大切にしながら、皆さんと共によりよい法人会活動を推進して参りたいと思っております。どうぞ七州支部をよろしくお願い申し上げます。

表紙の
写真

七州城 隅櫓 (すみやぐら)

七州城は挙母城の別称です。下町にあった挙母城が度重なる水害を受けたことから、天明5年(1785)挙母藩内藤家2代目城主内藤学文が水害の心配のない樹木台、童子山に城を移築しました。

城域は標高65mの台地で、山上からは三河を始め、信濃・美濃・尾張・伊勢・伊賀・近江の7ヶ国が眺望できたことから七州台の名があります。

城の中心部だった場所は、現在豊田市美術館になっています。



双日亭 (ゆうじつてい)



七州城隅櫓と双日亭は、文化的
催事に利用することができます。

○利用時間

午前9時から午後9時

○休日

月曜日及び年末年始(12月28日～1月4日)

○問合せ

豊田市美術館事務所(0565-34-6610)

支部の活動

クリスマスふれあい事業

地域への貢献活動として、豊田市育成会によるクリスマス会にサンタとして参加し、地域の皆さんとの交流・親睦を深めています。



逢妻地区の紹介

コスモス畑

(豊田市千足町)

10月から11月上旬にかけて、約4haの農地にコスモスが咲きます。

このコスモスは、豊田市の支援制度「わくわく事業」を活用し、自治区や農事組合等で構成される「コスモスクラブ千足」と「千足環境保全協議会」が、地域住民と一緒に種子をまいたものです。

コスモス畑は誰もが自由に出入りして遊ぶことができ、またウォーキング大会開催が催されるなど地域の皆さんのがれあいの場となっています。



逢妻女川クリーン活動

毎年9月に地元住民や企業から数百人が参加し、川の両岸約10kmの草刈りとゴミ拾いが行われます。今年は小中学生による川底歩きやEM浄化活動、消防団による放水実演も行われました。

※EM浄化活動／有用微生物群による水質浄化



家庭でやっておくべき防災

■防災グッズを備えておこう

災害時に必要になりそうなものについて、家族で話し合いリストアップし、準備しておきましょう。

避難リュックセット

- | | |
|--------------------|---------------|
| 1. 非常持出袋 | 7. ガーゼ |
| 2. 手回し充電
ラジオライト | 8. 絆創膏 |
| 3. 防災ずきん | 9. 包帯 |
| 4. 非常用保湿
アルミシート | 10. ウエットティッシュ |
| 5. 軍手 | 11. レジャーシート |
| 6. ロープ(5m) | 12. レインコート |
| | 13. マスク |

リュックは、はつ水加工済 メッシュポケット付き
(両側に500mlのペットボトルが入ります)

サイズ 約250×130×400mm



▲避難リュックセット

あると便利なもの

携帯トイレ、風邪薬や鎮痛薬、
歯磨きセット、生理用品やおむつ、
下着や靴下、筆記用具、マスク。

携帯ラジオ、電池、充電器など



※携帯ラジオは、避難リュックセットの中にも「手回し充電ラジオライト」として入っています。

■多機能グッズ

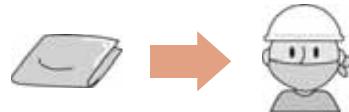
災害時の様々なトラブルに役立つ多機能グッズを用意しておくと、いざという時、助かります。

新聞紙



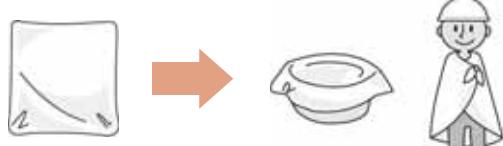
折って、食器にしたり、骨折した時の添え木として使ったり、
服の中に入れて防寒具としても活用できます。

大判 ハンカチ



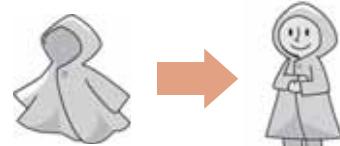
マスク代わり、止血や骨折をした際に応急手当の包帯としても役立ちます。

ポリ袋



食器にかぶせて使用すれば、ポリ袋を取り替えるだけで食器を洗えない場合でも繰り返し使えます。また、調理をする際のボウル代わりや、
ケガ人を応急手当する際の手袋代わりにも。大きめのポリ袋なら、水
を運ぶ容器として、雨をしのぐポンチョ代わりとしても重宝します。

レイン コート



防寒着やホコリ除けとしても使えます。

新設！ 豊田・みよし防犯協会連合会 ホームページ

豊田市、みよし市を管轄する、
豊田・みよし防犯協会連合会のホームページです。

- 自主防犯団体の活動紹介
- 防犯協会からのお知らせ
- 豊田署管内の犯罪発生状況
- ぼうきょうちゃんからの防犯講座

などを、発信しています。
地域を守る防犯団体の方々の活動を
ぜひチェックしてみてください。

豊田・みよし防犯協会連合会

検索

イメージマスコット
キャラクター

ぼうきょうちゃんです♡
よろしくね♡♡



暴力追放「3ない運動+1」を 実施しましょう！

みんなの力で社会の敵、
暴力団を追い出し、
明るい未来をつくりましょう。

暴力団を「利用しない」

- 暴力団を利用したつもりが、骨の髄までしばられます。
- 暴力団は、タダでは動かず、法外な金を要求されます。
- 暴力団は、相手が弱い、甘いと見るとトコトン食らいつき離れません。

暴力団を「恐れない」

- 暴力団は恐いものではありません。みんなで相談しあい、団結して対応しましょう。
- 暴力団を恐れず「存在を許さない」と皆で対決姿勢を持つことです。

暴力団に「金を出さない」

- 暴力団に金を出すことは、結果的には、暴力団を認め、資金獲得の手助けをすることになります。
- 暴力団は、一度味を占めると、何回も金を要求し続けて搾り取るのです。
- 暴力団は、自らの遊びや組の活動資金を、常にかぎまわっているカネのための集団です。

暴力団と「交際しない」

- 暴力団と関係すること自体が不当要求のきっかけとなることがあります。
- 暴力団と交際していると「暴力団と社会的に非難されるべき関係にあるもの」とされ、公共事業などから排除されることがあります。



パトネットあいち 携帯電話用サイト

モバイル愛知県警

<http://www.pref.aichi.jp/police/mobile/>

または

愛知県警ホームページ

<http://www.pref.aichi.jp/police/>



QRコード



犯行を目撃したときはすぐに110番してください。その他、犯行に関する情報は最寄りの警察署にご連絡ください。

地方法人税が創設されました

平成 26 年 3 月 31 日に公布された「地方法人税法（平成 26 年法律第 11 号）」により地方法人税が創設されました。

これに伴い、平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から、法人税の納税義務のある法人は、地方法人税の納税義務者となり、地方法人税確定申告書の提出が必要となります。

なお、地方法人税確定申告書と法人税確定申告書を一つの様式としています（裏面参照）ので、この様式を使用することにより、法人税確定申告書と地方法人税確定申告書の提出を同時に行うことができます。

地方法人税の概要

(1) 課税事業年度

地方法人税の課税の対象となる事業年度（以下「課税事業年度」といいます。）は、法人の各事業年度とされています。

(2) 課税標準

地方法人税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とされており、法人税申告書別表一(一)を使用する法人の場合、次の算式により計算した金額となります。

（算式）

$$\text{課税標準法人税額} = \text{別表一(一)「4」欄} + \text{別表一(一)「5」欄} + \text{別表一(一)「7」欄} \\ + \text{別表一(一)「9」欄} + \text{別表一(一)「10 の外書」欄}$$

(3) 税額の計算

地方法人税の額は、課税標準法人税額に 4.4% の税率を乗じた金額となります。

なお、法人税について外国税額控除の適用を受ける場合で、控除対象外国法人税の額が法人税の控除限度額を超えるときは、地方法人税についても外国税額控除の適用を受けることができます。

(4) 確定申告

地方法人税確定申告書は、各課税事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に納税地を所轄する税務署長に提出しなければなりません。

なお、課税標準法人税額がない場合であっても地方法人税確定申告書を提出する必要がありますので、この場合には、「基準法人税額」、「地方法人税額」及び「所得地方法人税額」の各欄に「〇」と記載して提出してください。

（注1） 法人税の納税義務のない法人（例えば、公益法人等及び人格のない社団等で収益事業を行っていないものや国内源泉所得を有しない外国法人）や清算所得に対する法人税を課される平成 22 年 9 月 30 日以前に解散した内国法人である普通法人又は協同組合等については、地方法人税確定申告書を提出する必要はありません。

（注2） 法人税確定申告書の提出期限が延長されている場合には、地方法人税確定申告書の提出期限は、その延長された提出期限となります。

(5) 中間申告

平成 27 年 10 月 1 日以後に開始する課税事業年度において、法人税の中間申告書を提出すべき法人は、地方法人税についても中間申告書を提出することになります。

地方法人税申告書の様式

- ◎ 法人税申告書別表一(一)から別表一の二(三)までの各様式（以下「別表一(一)等」といいます。）の下部が地方法人税申告書となっています。

なお、別表一(一)等には、それぞれ次葉が設けられていますので、「法人税額」、「地方法人税額」及び「課税留保金額に係る地方法人税額」に記載する金額の計算や所定の項目の記載に当たっては、次葉を使用してください(別表一(一)等及び次葉の様式は国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)に掲載しています。)。

- ◎ 以下は、書面で提出していただく場合の別表一(一)です。

(注) 平成 26 年 9 月 30 日以前に開始した事業年度については、地方法人税確定申告書の提出は不要ですので、法人税の申告の際は「平成 26 年 4 月 1 日以後終了事業年度分」の別表一(一)等をご使用ください。

- ◎ このリーフレットに関するご質問、ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。

はじめよう！e-Tax



イータ君

納税証明書の請求は e-Taxを使った オンライン請求が とっても便利です!!

インターネットに接続されたパソコンがあれば、納税証明書のオンライン請求が可能です。

納税証明書を自宅等からオンラインで請求し、税務署窓口で受け取る場合、電子証明書やICカードリーダライタが不要です。



パソコンで納税証明書請求データを作成し、
オンラインで請求します。

※電子署名及び電子証明書の送信が不要!!

窓口で書面により請求する場合と比べ、
短い時間で受け取れます。
(請求日当日の受取を指定された場合には、
多少お時間をいただくことがあります。)

メリット1

手数料が安価です。 窓口での待ち時間が短縮できます。

1税目 1年度 1枚 370円(通常400円)

メリット2

税務署から電話相談の窓口のお知らせ 「電話相談センター」の利用案内

電話相談の窓口

窓口は、「電話相談センター」になりますので、お気軽に問い合わせください。

税務署に行かなくて
も自宅や事務所から
相談ができるなんて
便利でいいわ。

1 豊田税務署へお電話をお掛けください。
(TEL 0565-35-7777)



2 自動音声によりご案内しますので、
1_(注)を押してください。(案内の途中でも押すことができます。)

(注) 税務署窓口でのご相談を希望される場合の事前予約、税務署からの照会に関するお問合せ、税金の納付相談、還付に係るお問合せ及び調査などに関して税務署職員にご用の方は、2を押してください。

3 相談内容に応じて、次の該当番号 1～5 を
押してください。(案内の途中でも押すことができます。)

1	所得税(個人の方の給与、年金、事業など)
2	相続税、贈与税、財産評価
3	譲渡所得(個人の方の土地、建物、株式の売却など)
4	法人税、源泉所得税、年末調整
5	消費税、印紙税
	上記以外の国税等、又は、ご不明な場合



4 電話相談センターの職員が対応します。

受付時間 8:30～17:00 ※土・日・祝日、年末年始を除く。

インターネット上の税務相談「タックスアンサー」

- 国税庁ホームページにおいて、よくある税に関するご質問に対する回答を「タックスアンサー」として掲示しています。
- タックスアンサーを利用するには、インターネット環境のあるパソコンや携帯電話において、「タックスアンサー」で検索してください。(http://www.nta.go.jp/taxanswer)

行事予定

平成26年11月～平成27年2月

日 時		行 事 (会 議)	開催場所
11月	12日 水	14:00 調査部所管法人税務研修会(岡崎)	岡崎ニューグランドホテル
	13日 木	15:00 納税表彰式	名鉄トヨタホテル
	19日 水	14:00 女性部会・税務署長を囲む会	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	20日 木	14:00 広報委員会兼会報編集会議(第5回)	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	20日 木	全国青年の集い 秋田大会(～21日)	秋田県民会館
	21日 金	10:45 厚生委員会(第3回)	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	21日 金	11:15 福利厚生制度推進連絡協議会	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	21日 金	11:45 福利厚生制度推進連絡協議会懇談会	
	25日 火	14:00 業種別(自動車部会)税務研修会	鬼頭工業(株)
	26日 水	女連協・情報交換会	ホテルキャッスルプラザ
	26日 水	14:30 青年部会・正副部長会議	豊田商工会議所会館 2F 多目的204
	26日 水	16:00 青年部会・税務署長を囲む会	豊田商工会議所会館 2F 多目的204
	26日 水	17:15 青年部会・懇談会(情報交換会)	
12月	27日 木	13:30 高岡支部・税務研修会&講演会	高岡コミュニティセンター 3F 研修室
	28日 金	生活習慣病予防健診	高橋コミュニティセンター
	29日 土	生活習慣病予防健診	高橋コミュニティセンター
	1日 月	愛知県法人会運営研究会	ホテルキャッスルプラザ
	8日 月	14:30 県連・税制講演会	ウインクあいち
1月	11日 木	14:00 組織委員会兼支部長会議(第4回)	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	11日 木	15:00 正副支部長会議	豊田商工会議所会館 4F 会議室403
	16日 火	16:00 女性部会・役員税務研修会	ホテルトヨタキャッスル
	17日 水	14:00 広報委員会兼会報編集会議(第6回)	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	7日 水	14:00 総務委員会(第4回)	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	7日 水	14:00 法人税セミナー(初級)	豊田商工会議所会館 2F 多目的204
2月	8日 木	14:00 法人税セミナー(上級)	豊田商工会議所会館 2F 多目的204
	14日 水	14:00 正副会長会議(第2回)	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	14日 水	15:00 常任理事会(第2回)	豊田商工会議所会館 4F 会議室403
	15日 木	14:00 税務会計講座	豊田商工会議所会館 2F 多目的204
	16日 金	14:00 決算期別説明会(12・1・2月)	豊田商工会議所会館 2F 多目的204
	19日 月	11:00 女性部会・新春講演会	ホテルトヨタキャッスル
	20日 火	16:00 理事会(第3回)	ホテルトヨタキャッスル
	20日 火	17:15 理事会・懇談会	ホテルトヨタキャッスル
	23日 金	14:00 県連・専務理事等会議	大同生命ビル 2F 会議室
	27日 火	16:00 県連・理事会、理事・委員合同祝賀会	名鉄ニューグランドホテル
	29日 木	15:00 青年部会・正副部長会議	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	3日 火	14:00 税務会計講座	豊田商工会議所会館 2F 多目的204
	4日 水	14:00 法人税セミナー(初級)	豊田商工会議所会館 2F 多目的204
	5日 木	14:00 法人税セミナー(上級)	豊田商工会議所会館 2F 多目的204
	10日 火	15:00 東海四県連専務理事等会議	岐阜県連事務局会議室
	12日 木	15:00 青年部会・正副部長会議	豊田商工会議所会館 4F 会議室401
	13日 金	12:00 県連・事業委員会	大同生命ビル 2F 会議室
	17日 火	12:00 県連・厚生委員会・厚生制度推進連絡協議会	大同生命ビル 2F 会議室
	20日 金	15:30 県連・調査部所管法人講演会	ウェスティングハウスキャッスル
	24日 火	12:00 県連・税制委員会	大同生命ビル 2F 会議室
	24日 火	14:00 女性部会・理事会	豊田商工会議所会館 2F 多目的204
	25日 水	12:00 県連・組織委員会	大同生命ビル 2F 会議室
	27日 金	12:00 県連・総務委員会	大同生命ビル 2F 会議室

新会員紹介 | 平成26年7月～10月

(株)ワンダークノス 中部支店	豊田市若宮町	豊田中	(株)YMTEC	豊田市花園町	高岡
(株)フジマック 豊田営業所	豊田市元城町	豊田中	(株)サンスイファーム	豊田市川面町	足助
(株)ケンシステム	豊田市東山町	高橋松平	(株)オオスギ	豊田市富岡町	足助
(株)建築設備エンジニアリング	豊田市柿本町	七州	東豊物産(株)	豊田市花沢町	下山
(株)豊田電気引込工事センター	豊田市元宮町	豊南	(株)エートランスポーツ	豊田市西中山町	藤岡
(株)OZ	豊田市御船町	猿投	(株)サンライズファーム豊田	豊田市御作町	藤岡
(有)久保工業	豊田市御船町	猿投	くすのきアルファ(株)	みよし市勘生町	みよし
(株)COPAIN	豊田市貝津町	猿投	(株)メイドー 三好工場	みよし市勘生町	みよし
(株)アイエー製作所	豊田市西岡町	高岡	(株)中野工業所 三好事業所	みよし市西一色町	みよし
(株)金剛製作所 若林工場	豊田市若林東町	高岡	エイセブ交通(株) 三河営業所	みよし市打越町	みよし
テクノスMKC(株)	豊田市若林西町	高岡			

キリトリ

公益社団法人
豊田法人会 宛

登記事項等異動連絡票

平成 年 月 日

会員名	異動日	平成 年 月 日
異動事項	変更前	変更後
所在地	〒 一	〒 一
フリガナ 法人名		
フリガナ 代表名		
電話番号		
FAX No.		
資本金	万円	万円
業種目		
組織変更		
決算期	月期	月期
その他		

※該当事項をご記入のうえ、豊田法人会事務局までご連絡願います。

(公社)豊田法人会 事務局／豊田市小坂本町1-25 豊田商工会議所会館 4F

受付

重大疾病に 経営者が、 かかつた時の そなえを確保。

法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう
企業保障の
大きな傘を



Jタイプ[®] [無配当重大疾病保障保険] は、重大疾病による
生存リスクから企業を守ります!



ポイント 1 重大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)による約款所定の状態の場合、重大疾病保険金を支払います。

◎「がんの給付責任開始の日」は「がん以外の給付責任開始の日」から90日経過した日の翌日となります。

ポイント 2 万一の際には、死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。

◎死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれて減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は、払込総保険料を下回ります。

ポイント 3 約款所定の高度障害状態または不慮の事故による身体障害状態になられた場合、以後の保険料払込は不要となります。

※この保険には、満期保険金・配当金はありません。

※重大疾病保険金または死亡給付金のいずれかをお支払いした場合、契約は消滅し、重複してお支払いしません。

◎この資料において「重大疾病」とは、無配当重大疾病保障保険の重大疾病保険金の支払対象となる所定の「悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中」を表すものであり、一般的に重篤とされる全ての疾病を含むものではありません。

◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会されるなど加入資格を喪失された場合には、保険料の引き上げ等のお取扱いとなることがあります。

◎この資料の記載内容は、平成26年3月現在の商品内容に基づいており、将来変更となる場合があります。

◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずごらんください。

引受保険会社

 **大同生命保険株式会社** 三河支社 豊田営業所/豊田市小坂本町1-5-10 (矢作豊田ビル5F) TEL 0565-34-0200

F-25-1025(平成26年3月11日)

 公益社団法人
豊田法人会

〒471-0034 愛知県豊田市小坂本町1丁目25番地
(豊田商工会議所会館 4F)

Tel : 0565-33-1314 Fax : 0565-33-6230
E-mail main@toyotahojinkai.or.jp

発行日／平成26年11月10日

<http://www.toyotahojinkai.or.jp>